

2013年度民法第一部試験問題

2013年8月5日

松岡 久和

次のⅠ～Ⅲにすべて答えなさい。回答順は問いませんが、読みやすくレイアウトしてください。なお、Ⅱ・Ⅲの答えは、Ⅰを6問以上正解した場合にのみ採点対象とし、それ以下の者は、正解数×10点(0～50点)を成績評価とします。

また、2回生は、60点台でも良いという意思表示をしない限り、70点未満の者は55点を付けます(素点55点の者はいません)。逆に、3回生は、60点台なら不合格でよいという意思表示をしない限り、60点台も付けます。

I

次の①～⑩にあてはまる言葉をきちんと漢字を使って書きなさい(30点)。

- 1 権利能力の平等、所有権絶対の原則、私的自治の原則(法律行為自由の原則とか契約自由の原則ともいう)、(①)の原則を民法の古典的な四原則という。現代においても、(①)は否定されてはいないが、危険責任や報償責任により補完されている。
- 2 権利濫用の著名な判例は、所有権が侵害されてもこれによる損失がいうに足りないほど軽微であり、しかもこれを除去することが著しく困難で莫大な費用を要する場合に、不当な利益を獲得する目的での除去請求を否定した(②)事件である。
- 3 法律関係を発生・変更させる意思を形成し、それを行為の形で外部に発表して結果を判断・予測できる知的能力を(③)という。
- 4 日本の法人制度は、公益法人を除いて、一般的には、あらかじめ法律で定めた要件を満たせば当然に法人格を付与するとする考え方である(④)主義をとっている。
- 5 単独行為に当たる典型例は、解除・取消しなど(⑤)権の行使の場合である。
- 6 任意規定と対照的に、それに反すると法律行為の効力が否定される規定を(⑥)という。
- 7 代理権が濫用された場合、相手方が代理人の濫用の意図を知りまたは知ることができたときは本人に効果が帰属しない、とする判例は、その法律構成として、(⑦)に関する規定を類推している。
- 8 無効な双務契約(取り消されて無効になった場合を含む)に基づいて行われた給付(代金の支払いや物の引渡し等)は、(⑧)の規定に基づいて、相互に返還しなければならない。
- 9 権利の画一的な存続期間を言い、中断がなく援用の必要もないなど、消滅時効とは異なる扱いをされるものを(⑨)という。判例によると、126条や724条など二重の期間制限の場合の長いほうはこれにあたる。
- 10 家族関係の紛争は、最終的に訴訟によって解決されるものについても、まずは第三者を交えた冷静な話し合いによる解決の試みが優先される。これを(⑩)主義という。

II

次のうち2つを選んで説明しなさい(15点×2)。各説明は少なくとも5行以上(定義や関連条文や例などを書けば10行程度にはなるでしょうが、詳しくれば詳しいほど良いものではありません)書いて下さい。3つ以上解答すれば無効として採点しません。よく考えて選んで下さい。

- (1) 権利濫用の濫用
- (2) 動機の錯誤
- (3) 94条2項の類推適用
- (4) 離婚における有責主義と破綻主義
- (5) 父子関係の決定と争い方

III

次の問題を読んで、後の問(1)～(3)に答えなさい(40点)。

AとYは夫婦であった。Aは、定職についていないパソコン・マニアで、ときおりゲーム開発のモニター等のアルバイトをしており、A Yの家計は主として妻の収入でまかなっていた。

2011年6月1日に、Aは、Yの同意を得ることなく、パソコン専門店Xから50万円でゲーム用の高性能パソコンセット甲を購入し、同月末を支払期限として、甲の引渡しを受けた。Aは、同月末に代金を支払えなかったが、Xの顧客管理データ操作のミスから、支払いの督促は行われないうままになっていた。

他方、AとYの仲は、Aが勝手に高価なパソコンを買ったことから険悪になり、2013年4月に離婚するに至った。離婚の際に甲は売却され、代金20万円はAからYに支払われた。

2013年7月、XはAに対する50万円の代金債権が未回収になっていることを発見し、Aに支払いを求めたが、離婚してもはや財産がまったくないAは「払いたくても払えない」と答えた。そこで、Xは、Yに対して、50万円の支払いを求めた。

Yは、①元夫Aの趣味で買った物についてはYが責任を負う理由がない。②甲の代金50万円が未払であることをYは知らず、甲の代金20万円をAからもらったのはなげなしの慰謝料の趣旨であった、と述べて、Xからの支払い請求を拒絶したが、Xの債権が173条1号の消滅時効にかかっていることには気付かず、少なくともXがAに対して50万円の債権を有していることは争わなかった。

問(1) 173条のような短期消滅時効は何のためにあるのか。

問(2) 消滅時効を問題にする前提として、そもそもYはXに対して50万円の支払い義務を負うか。

問(3) 仮にYがXに対して支払い義務を負うとした場合、Yはさらに消滅時効を援用して支払いを免れることができるか。